

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記「表題部所有者不明土地に係る所在事項」欄の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年4月16日 大分地方法務局竹田支局 登記官 冨 永 美 香

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3204-2024-0019	竹田市大字会々字下木2529番2
3204-2024-0020	竹田市大字会々字下木2530番2